

## 令和2年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

令和3年7月21日（水）  
鹿児島県環境林務部環境保全課  
大気係 099-286-2627

大気汚染防止法第22条第1項に基づく有害大気汚染物質（21物質）に係るモニタリング調査結果については、次のとおりである。

県内4地点で調査した結果、環境基準が設定されている4物質全てで環境基準を達成した。

### 1 調査の内容

#### (1) 対象物質

区 分	物 質 名
環境基準設定物質 （4物質）	ベンゼン，トリクロロエチレン， テトラクロロエチレン，ジクロロメタン
指針値設定物質 （11物質）	アクリロニトリル，塩化ビニルモノマー， クロロホルム，1,2-ジクロロエタン， 水銀及びその化合物，ニッケル化合物， ヒ素及びその化合物，1,3-ブタジエン， マンガン及びその化合物，アセトアルデヒド， 塩化メチル
その他の有害大気汚染物質 （6物質）	クロム及びその化合物，酸化エチレン， トルエン，ベリリウム及びその化合物， ベンゾ[a]ピレン，ホルムアルデヒド，

#### (2) 調査地点数及び調査回数

測 定 地 点	測 定 回 数
全国標準監視地点	年6回（鹿児島市）
4地点（鹿児島市，鹿屋市，薩摩川内市，霧島市）	年2回（鹿児島市以外）

#### (3) 実施機関

鹿児島県，鹿児島市

## 2 調査結果の概要

(1) 環境基準が設定されている4物質全てで環境基準を達成した(表1)。

表1 環境基準設定物質の調査結果 (単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

物質名	年平均値の範囲	環境基準
ベンゼン	0.67 ~ 1.6	3 以下
トリクロロエチレン	0.002 ~ 0.004	130 以下
テトラクロロエチレン	0.0036 ~ 0.024	200 以下
ジクロロメタン	0.59 ~ 1.5	150 以下

(2) 指針値が設定されている11物質については、全て指針値以下であった(表2)。

表2 指針値設定物質の調査結果

物質名	単位	年平均値の範囲	指針値
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.001 ~ 0.0013	2 以下
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2 ~ 1.6	120 以下
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3 ~ 1.6	94 以下
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0015 ~ 0.0032	10 以下
クロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.13 ~ 0.38	18 以下
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.16 ~ 0.59	1.6 以下
水銀及びその化合物	$\text{ngHg}/\text{m}^3$	1.3 ~ 1.6	40 以下
ニッケル化合物	$\text{ngNi}/\text{m}^3$	1.2 ~ 3.1	25 以下
ヒ素及びその化合物	$\text{ngAs}/\text{m}^3$	0.53 ~ 1.6	6 以下
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.012 ~ 0.13	2.5 以下
マンガン及びその化合物	$\text{ngMn}/\text{m}^3$	3.5 ~ 35.0	140 以下

(3) 環境基準等が設定されていない6物質については、令和元年度の全国の年平均値と比較して、同程度又はそれ以下であった(表3)。

表3 その他の有害大気汚染物質の調査結果

物質名	単位	年平均値の範囲	令和元年度の全国の状況	
			年平均値	年平均値の範囲
クロム及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	1.2 ~ 4.2	4.0	0.077 ~ 45
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.082 ~ 0.1	0.070	0.013 ~ 0.33
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.1 ~ 14.0	6.0	0.19 ~ 170
ベリリウム及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	0.0047 ~ 0.0053	0.016	0.0016 ~ 0.060
ベンゾ[a]ピレン	$\text{ng}/\text{m}^3$	0.036 ~ 0.09	0.15	0.0085 ~ 2.0
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.5 ~ 2.0	2.5	0.88 ~ 11